

「第8次四日市市介護保険事業計画・第9次四日市市高齢者福祉計画（素案）」 についてのパブリックコメント結果について

1. 実施期間

令和2年11月30日（月）～12月25日（金）

2. 意見提出数

提出人数 9人

提出意見数 34件

3. 意見の内容と本市の考え方

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|--------------|-------------|--|---|
| 1 | 第2章 | 第7次計画の成果と課題 | 「目標の振り返り」において平成29年度が外されているが前回の3年間と比較する上でこれも入れておいた方がよいのでは？（外すならその理由を明記） | 第7次計画の計画期間である平成30年度から令和2年度の3か年との比較をしています。 |
| 2 | 第3章 2.（1） | アンケート調査の概要 | 若年者調査の範囲が40～64歳に限られ保険料を納めている者に限定されている。15～34歳で「ヤングケアラー・若者ケアラー」と言われている若者が、家庭内で介護している実態が分からない。15～19歳のヤング・ケアラーが約3万7千人いる（総務省、統計）と言われている。この問題について四日市市の「素案」では触れられていない。調査し政策立案すべきだと思います。この「ヤング・ケアラー」の介護人の深刻な状況を把握することは緊急の課題です。 | いわゆるヤング・ケアラーに対する支援は必要であると認識しており、いただいたご提案は参考意見として承ります。 |
| 3 | 第3章 2.（1） | アンケート調査の概要 | アンケート調査の調査対象者が挙げられていますが、④と④-1の「介護支援専門員」というのは、ケアマネジャーさんのことでいいのでしょうか？調べないと分からなかったので、「介護支援専門員」の後ろにカッコ書きで（ケアマネジャー）と付け加えていただくと分かりやすいと思います。 | ご意見いただいた部分について、「介護支援専門員」の後ろに（ケアマネジャー）と追記します。 |
| 4 | 第3章 2.（2） | アンケート調査結果 | アンケートについて、次回からは設問の回答のことば使いの統一を。（「分からない」と「わからない」の混在） | 次回調査実施時には用語の統一に留意します。 |

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|-----------------|------------|--|--|
| 5 | 第 4 章 1. | 計画の基本的な考え方 | 「1. 計画の基本的な考え方」は第 1 章「計画の趣旨」と 2040 年までを目標とする部分の説明が共通しているので、「第 1 章で述べたように」としてもう少し簡略化した方がよい。 | ご提案は参考意見として承ります。 |
| 6 | 第 4 章 3. | 日常生活圏域の設定 | 「3. 日常生活圏域の設定」。これは今回にはじまったことではなく、15 年前から、地域包括ケアシステムの一環として、地域包括支援センター（四日市独自の地域 3 分割）を立ち上げ各地域の在宅介護支援センターとの連携を行ってきたのであるから、その継続及び強化を説明する方がよい。 | ご意見いただいた地域包括ケアシステムの一環としての本市独自の三層構造については、第 4 章 4. (1) にて詳細に記載しています。 なお、第 6 次計画までは、本市の日常生活圏域を北・中・南の 3 つと位置付けていましたが、第 7 次計画からは地区市民センター所管である 24 地区を日常生活圏域として位置付けています。 |
| 7 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | 令和元年度 三重地区タウンミーティングにおいて、「三重地区は住民が 2 万人以上いるが、在宅介護支援センターが一つしかなく増設をお願いしたい。」旨をお願いしました。 その折の市長の回答内容は「令和 2 年度第 8 次介護保険事業計画・第 9 次四日市市高齢者福祉計画を策定する中で、在宅介護のあり方について踏み込んだ議論をしていきたい。」とのことであった。ところで、今回の令和 2 年度第 8 次介護保険事業計画・第 9 次四日市市高齢者福祉計画の該当部分と思われる箇所をみると、「P 30. 地域包括ケアシステムを支える基盤の強化、4. (1) 「三層構造」になる支援体制の強化」13 行目に「地域包括支援センター、在宅介護支援センターの評価及び指導を強化するとともに、今後の体制について検討を進めます。」と記載されているのみである。 この文章表現からは市長回答の踏み込んだ議論 | すべての日常生活圏域に在宅介護支援センターの設置が完了したことから、担当地域における高齢者数の偏りなどの課題を踏まえ、今後の体制について検討を進めていきたいと考えます。 |

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|-----------------|------------|--|--|
| | | | <p>は読み取れない。当然議論はなされたと思慮されるので、それを記載するのは、市長回答から考えても、当然だと思われるが、担当部署の考えを聞きたい。</p> | |
| 8 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | <p>在宅介護支援センターにおけるケアマネジメントの公正中立性を確保するための取組みについて</p> <p>この意見のケアマネジメントとは、その開始が、相談者が相談窓口を訪れた時から始まることを前提に記載します。</p> <p>今回の事業計画（素案）の中に、在宅介護支援センターの位置づけが確固たるものとして記載されています。四日市市においては全国的にほぼ廃止となっている在宅介護支援センターを市全域に隙間なく、委託という形で配置しています。これは全国的にも極めて稀な形態です。</p> <p>一方、来年度の介護保険法改正に向けては、「医療経済研究機構」が「ケアマネジメントの公正中立性を確保するための取組や質に関する指標の在り方に関する調査研究」と題し報告を厚生労働省に報告しています。</p> <p>報告書の中で解決すべきことは何なのかという題目の項において「公正中立性」が損なわれている事象についての記載の中には、明確にセンターが委託型の場合に、運営法人の居宅介護支援事業所や介護サービス事業所が優先的に紹介されると明記されています。</p> <p>私に関わりを持った市内のいくつかの在宅介護支援センターの中には明らかに、この「公正中立性」の欠如した事業所が存在しています。前回のパブリックコメントにも、市民からその裏付けとなる意見が提出されています。</p> <p>保険者である四日市市はこの「公正中立性」を担保できるよう動くのが当然であると考えますが、在宅介護支援センター職員に対し「同一法人のケアマネージャーに利用者を紹介する場合はなにか理由をつけてください。市としても困り込みの指摘をする者に説明が成り立ちますから」と指導をされています。「他事業所のケアマネージャーも必ず紹介してください。」と指導すべきところ</p> | 在宅介護支援センターには公平性、中立性を担保するよう、引き続き委託元である市から指導してまいります。 |

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|------|------|---|--|
| | | | <p>ではないでしょうか？ケアマネジャーを選択する選択権は、在宅介護支援センター担当者ではなく、相談に訪れた市民にあります。</p> <p>この発言について考えた時、四日市市がケアマネジメントの公正中立性の問題に取り組む姿勢が感じられず、市内の在宅介護支援センターが公正中立性を欠いていることを認識しつつも、指摘する市民に対し実情を隠蔽するように動いているようにも解釈できます。</p> <p>市は市民の税金から、毎年各法人に補助金を支給しています。加えて在宅介護支援センター21 宣言<倫理行動基準>に則れば、在宅介護支援センターは公共性を帯びており、公正中立の理念を守り、市民の利益に繋がるよう活動しなければなりません。</p> <p>四日市市は次期事業計画の中で「在宅介護支援センター」の位置づけを明確にしています。在宅介護支援センターが存続するこれからの四日市市の介護行政は 公正中立性を担保した上で行われることを、ひとりの市民として広く訴えつつ、またこの「ケアマネジメントの公正中立性」について四日市市に問題意識を持っていただいたうえで、下記の内容を盛り込めないか、市の見解を伺いたい。</p> <p>・パブリックコメントの全文の掲載 市民からの意見は、要約せず全文を掲載してください。</p> <p>今回の計画の掲載が 100 ページ弱に及んでいることから全文掲載は可能、また前回のパブリックコメントの投稿を読まさせていただくと、抜粋して掲載されているので、意見者の意図が汲み取れない部分があります。</p> <p>意見の中に、誹謗や中傷等がなければ全文掲載は問題ないと思います。</p> <p>要約してしまうと、閲覧した市民に意見者の意図が正確に伝わりません。</p> | <p>全ての市民のかたに読みやすい形での意見と回答の公開に努めておりますが、ご意見のとおりに全文掲載させていただきます。</p> |

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|-----------------|------------|--|--|
| 9 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・市民への周知について <p>四日市市は介護に関する地域の身近な窓口として、在宅介護支援センターを紹介しています。職業として介護に携わっている市民はある程度、介護保険サービスについての知識は持ち合わせていますが、多くの市民は介護が必要となったときにはじめて、介護保険サービスについて知ることとなります。私自身、父・母それぞれ介護が必要となった時、相談したすべての窓口（市役所・市民センター・病院地域連携室）において在宅介護支援センターを勧められたことに、違和感を持ったことを覚えています。前述した通り、ケアマネージャーの選択権は在宅介護支援センター職員にあるのではなく、市民にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各窓口では在宅介護支援センターだけでなく、地域の在宅介護支援事業所も必ず紹介するよう義務付けしてください。 | 市内の居宅介護支援事業所の一覧を作成し、要介護認定の決定時の被保険者証を送付する際にこの一覧を同封するなどして、周知を図っています。 |
| 10 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | <p>四日市市が在宅介護支援センターについてその公共性から税金を投入し、市民の相談窓口として周知をしているのであれば、市が委託している在宅介護支援センターの実情・苦情についても市民が知る権利が存在します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター及び同一法人の居宅介護支援事業所に対する過去3年間、及びこれからの苦情に関して、市民が情報を得られるよう公開してください。 ・公開した苦情に関して、その苦情に対する市の対応についての問い合わせがあった場合は回答してください。 | ご提案は参考意見として承ります。苦情等の内容は個人情報を含むものもあり、慎重に取り扱う必要があるため、今後の検討課題とします。 |
| 11 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・各法人に支給している補助金の使途について市に対して報告を義務化し、市民が閲覧できる形で開示してください。 <p>介護が必要となった際、市民が介護保険サービス事業者を選定する際の材料となります。補助金に関しては私たち市民の税金でありますから。</p> | 補助金（委託料）の使途については、毎年、市に報告を求めています。なお、情報公開で開示する内容については、できる限り分かりやすくお知らせできるよう工夫します。 |

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|-----------------|------------|---|--|
| 12 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | <p>・在宅介護支援センターの委託型の廃止</p> <p>委託型である以上、公正中立性が担保できないのは明白です。補助金を各委託社会福祉法人に1000万円程度支給するのであれば、委託型を廃止し、市民センターなどを活用しつつ、専門性を持ち合わせた職員を採用し、市が運営すべきではないか。</p> <p>近年、様々な論文や調査報告において、全国的にその役割を終えたといわれている在宅介護支援センターですが、わずかながら存続している自治体もあります。その多くは委託型ではなく、自治体が運営しています。</p> | <p>本市としましては、専門職の人材確保や法人内でのバックアップ体制確保などの点で、委託型の方が効率的な運営が可能であると考えています。併せて、多くの自治体が業務委託による運営を行っている現状からも、そのメリットがあると思われま</p> <p>す。本市においても、業務委託による在宅介護支援センターの運営形態を維持したいと考えます。</p> |
| 13 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | <p>・四日市市（以下、市と記す）から各地域の在介へ支払われる委託料について</p> <p>在介に医療職も配置するようになり、現在委託料がおよそ800万円～1000万円ほどであるが、現在の在介の活動においてそこまでの経費が必要なのか？経費削減できる余地があるのではないか？市の見解をうかがいたい。</p> | <p>在宅介護支援センターは介護保険サービスの相談にとどまらず、高齢者や障害者の日常生活に関する様々な相談支援を行っており、こうした活動の質を確保する上では必要な経費であると考えています。ただし、経費削減の観点も重要と考えており、毎年度の実績報告をもとに、経費の支出が適正であるかどうかについて引き続き点検を行います。</p> |

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|-----------------|------------|---|---|
| 14 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | <p>・在介への委託金の使われ方の開示及び会計の透明性について</p> <p>在介の委託法人が毎年提出する収支報告書についてであるが、市民の税金を使っているのに、どのようにそれが使われているのか明確にしたい。その為に以下の提案をする。</p> <p>㊦委託金の使われ方を公表する。</p> <p>㊧年度末の会計とその内容を公表する。</p> <p>上記2項目を、委託先の社会福祉法人に任せず、市の責任において実行する。</p> | <p>委託料の使途については、毎年、市に報告を求めています。なお、情報公開で開示する内容については、できる限り分かりやすくお知らせできるよう工夫します。</p> |
| 15 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | <p>・在介システムの既得権益化について</p> <p>在介が関わった利用者のその後について、在介と同じ法人のケアマネに紹介し、そこからさらに同じ法人が経営する介護サービスへと繋げている事案が多い。</p> <p>介護保険の事をよくわかっていない市民をいいことに、自分たち（委託先法人）の利益優先で事業を進めているとしか思えない。</p> <p>現に、某地区の在介法人は同地区の居宅や他の介護サービス事業所にほとんど利用者を紹介していない。ある介護サービス事業所は在介法人に寄付金を支払い、その見返りとして利用者を紹介してもらっているという話も聞く。</p> <p>在介職員に市の職員が「困いこんでいるのではないか」という意見もあるので、在介さんが同法人のケアマネに利用者を紹介する時はなにか理由をつけてください。そうしたら市としても（困いこんでいるのではないかと意見をいう人に）説明しやすいので」と説明しているという話を耳にした。市は本気でこの問題に取り組む気があるのか疑問である。</p> <p>このような問題を解決するために以下の提案をする。</p> <p>・在介職員に対して、その就労先の法人の上層部より「お客（利用者）を取ってこい」という圧力があるので、これを防止するために市役所のほうから在介法人トップに対する説明（在介の公平性）を再度行い、圧力をかける事をやめさせる。</p> | <p>在宅介護支援センターが関わった利用者がその後どの法人の利用につながっているかについては、定期的に調査を行っています。</p> <p>また、在宅介護支援センターには公平性、中立性を担保するよう、引き続き委託元である市から指導していきます。</p> |

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|-----------------|------------|---|--|
| 16 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | ・在介職員は気心の知れた同法人のケアマネに相談したり利用者を紹介するケースが多い。地域の他事業所と在介の繋がりをもっと強化できるようなシステムを作る。 | 在宅介護支援センターに限らず、地域包括支援センターや他のサービス事業所、医療機関などの連携は地域包括ケアシステムの深化に必要不可欠なものと考えています。今後も各種関係機関の連携強化に努めます。 |
| 17 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | 四日市市から在宅介護支援センターへ支払われるお金の使われ方を市民にはっきりとわかるようにしてほしい。在介の法人に任せていたら不正が行われる可能性があるため、市が責任をもって、市で調査公表してほしい。 | 委託料の用途については、毎年、市に報告を求めています。なお、情報公開で開示する内容については、できる限り分かりやすくお知らせできるよう工夫します。 |
| 18 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | 在介の法人から他の介護事業所への利用者の紹介がほとんどない地区がある。 在介の法人だけで利用者を囲い込んでいる可能性があるため、もっと公平になるようにしてほしい。 | 在宅介護支援センターには公平性、中立性を担保するよう、引き続き委託元である市から指導していきます。 |
| 19 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | 在宅介護支援センターが、自分たちのところばかりでお年寄りを集めて利益を出しているという話を聞いた事があります。自分たちのお金儲けの為に、介護保険の事がよくわからないお年寄りや家族に、適当でもっともな理由をつけて言いくため、自分たちのやっている介護サービスを使うように仕向けるなんて、なんかダメされているようで怖い腹が立つ感じがします。 もっとみんなが安心して自分に合った介護サービスを受けれるようにしてください。 | 在宅介護支援センターには公平性、中立性を担保するよう、引き続き委託元である市から指導していきます。 |

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|-----------------|------------|--|---|
| 20 | 第 4 章 4. (1) | 在宅介護支援センター | <p>・ 居宅介護支援事業所について</p> <p>弊社は市内で数年前まで、居宅介護支援事業所を開設していました。現在閉鎖しましたが、市へ届け出た廃止の表向きの理由（届出に記載した理由）は「主任ケアマネの要件を満たせない為」と記載しました。実情は全くケアプランが確保できないことが、理由であり、継続したところで先行きが全く見通せなかった為です。</p> <p>四日市市は在宅介護支援センターを市内各地区に配置し、相談窓口として周知しています。当然、介護が必要となった地域の高齢者の情報も、大多数が在宅介護支援センターに集約されます。居宅介護支援事業所の開所時から幾度となく、近隣の在宅介護支援センターに紹介依頼の訪問をいたしました。しかし、地域の高齢者の窓口となっている在宅介護支援センターからの紹介は、一年間で3法人から、わずか4名しか依頼がありませんでした。</p> <p>清潔な事業所を構え、在宅介護支援センター運営法人の居宅介護支援事業所で管理者経験のあるものを起用したにもかかわらずこの結果でした。市内の在宅介護支援センターでは、同一法人内に居宅介護支援事業所、介護サービス事業所を併設しており、理由もなく同一法人のケアマネージャーに利用者を紹介しているため、基本的に他事業者には紹介を行わないという実態があります。</p> <p>閉鎖や休止している事業所の理由は様々ですが、紹介がなくプランを持つことができないという状況と、また市内の居宅介護支援事業所が年々減少していることを保険者としてどのように捉えているのか。在宅介護支援センターの状況を把握し指導に努めますとの回答ではなく、具体的にどのように捉え、対策を講じるのであればどのような対策を講じるのか見解を伺いたい。</p> | <p>平成30年度法改正で居宅介護支援事業所の管理者要件に主任介護支援専門員であることが加わったことにより、平成30年度は複数の居宅介護支援事業所の休止、廃止の届出がありました。令和元年度以降の居宅介護支援事業所数は、ほぼ横ばいで推移しています。</p> <p>在宅介護支援センターには公平性、中立性を担保するよう、引き続き委託元である市から指導してまいります。</p> |

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|-----------------|-----------------------|---|---|
| 21 | 第 4 章 4. (1) | 地域包括支援センター・在宅介護支援センター | <p>・包括支援センターから在宅介護支援センターへの利用者の紹介と在宅介護支援センター運営法人の利用者囲い込みの状態について</p> <p>事業対象者・要支援者は包括支援センターが中心となりそのケアにあたっています。軽度認定の高齢者が状況の変化で要介護者となると、その多くは理由もなく地域の在宅介護支援センターの同一法人が運営する居宅介護支援事業所に引き継がれるケースがほとんどです。この件（包括から在介居宅への利用者の移行）について包括支援センターに、無条件で在宅介護支援センター運営法人の居宅介護支援事業所に移行するのではなく、民間の居宅介護支援事業所も合わせて紹介すべきではないか？との苦情を申し立てました。</p> <p>この苦情に端を発したものと思われませんが、四日市市は在宅介護支援センター職員に対し「同一法人のケアマネージャーに利用者を紹介する場合は何か理由をつけてください。市としても、囲い込み指摘するものに説明が成り立ちますから。」と指導されています。不適切な指導です。</p> <p>この言葉は、市内の在宅介護支援センターに勤務する職員より実際に話を伺いました。この方は公正中立の理念を守りたい考えをお持ちですが、「他の事業所に利用者を紹介する必要はない」という勤務先の社会福祉法人理事長からの圧力に屈しています。</p> <p>他の委託法人についても同様の状況が考えられます。また、圧力がなくとも、理由もなく利用者が獲得でき、同一法人の居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所へ利用者を紹介することが当たり前のこととなり、疑問すら生じない状況になっています。</p> <p>このような状況をどのようにお考えか、また、このような状況下でも、計画の見直しを行うことなく、既定路線のように在宅介護支援センターの位置づけを確固たるものとしている四日市市としての考えをご説明願います。</p> | <p>地域包括支援センター、在宅介護支援センターは介護保険サービスにとどまらず、高齢者や障害者の日常生活に関する様々な相談支援を行っています。今後も、市を含めた三層構造におけるそれぞれの機関の機能分担、連携強化を図り、支援体制を強化します。また、地域包括支援センターや在宅介護支援センターには公平性、中立性を担保するよう、引き続き委託元である市から指導していきます。</p> |

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|-----------------|-----------------|---|--|
| 22 | 第 5 章 1. (1) | 健康ボランティアの育成 | <p>・ヘルスリーダー講習の講師について</p> <p>2018年の11月末頃、ヘルスリーダーへの講習会が開かれました。講師は包括支援センターの男性職員でした。この方は参加者の前で、「これから市内の民間のデイサービスはどんどんつぶれていきますから」と発言されています。</p> <p>弊社としましては、約2年前の出来事ですが、市内の介護保険サービス事業者会員としてこの発言を到底、看過することはできません。</p> <p>ボランティア精神に溢れたヘルスリーダーを指導する立場の人間は、一人の「ひと」として、また福祉に携わる「ひと」として、厳しさの中にもやさしさや思いやりがあるべきだと思います。</p> <p>ご自身の法人が既得権益に守られ、市内で事業を優位に進めているからとあって、この発言は許されるものではありません。</p> <p>この方はデイサービスについて言及されているので、民間のデイサービスも参加する通所部会で、所属を明らかにした上で謝罪すべきだと思います。</p> <p>このような発言をする方やその方の所属する事業所から講師を招聘せず、ふさわしい方の招聘をお願いします。</p> <p>市のご見解をお聞かせください。</p> | <p>ご意見の内容については、本計画へのパブリックコメントの趣旨にはそぐわないと考えますので、お答えしかねます。</p> <p>なお、健康ボランティアについては、効果的な講習方法を検討し、育成に引き続き取り組みます。</p> |
| 23 | 第 5 章 1. (2) | 介護予防・日常生活支援総合事業 | <p>・地域包括システムと総合事業への移行</p> <p>2015年度に要支援1～2を総合事業へ移行させ、特養老人ホーム入所資格を原則要介護3以上に限定をしました。また、一定所得以上の人の介護保険料を2割負担に引き上げ、食事・居住費の支給要件に所得以外の資産要件も導入しました。2018年には要介護1～2の訪問介護の洗濯・調理の「生活援助」に回数制限を設け、ケアマネにその報告を義務付ける制度まで導入。</p> <p>2019年にも要介護1～2を保険給付から外す狙いをしたが、世論の厳しい批判にあい見送りとなっています。政府・財界は要介護1～2の保険外しをあきらめるところか、要介護1～5の全てを近い将来「総合事業」へ移行したいと強い狙いを諦めず持っているのです。こんな狙いのある地域包括システムは直ちに改めるべきです。</p> | <p>ご意見については、国の制度設計に関わることでありと考えます。</p> |

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|-----------------|------------------------------|--|---|
| 24 | 第 5 章 1. (2) | 介護予防・ 日常生活支 援総合事業 | 被保険者証で時折見かける「事業対象者」は介護 予防・日常生活支援総合事業のイメージの図の中 の「チェックリスト該当者」と同じ意味でしょう か。もし同じなら、「事業対象者」の方がなじみ のある表現だと思います。 | 「チェックリスト 該当者」は「事業 対象者」と同義で あるため、被保険 者証の記載に合わ せ、該当箇所は「事 業対象者」に改め ます。 |
| 25 | 第 5 章 4. (2) | リハビリテ ーション提 供体制の構 築 | 「4. 介護保険サービスの充実と円滑な運営」リ ハビリについて令和元年度の実績がない。 | 本計画より採用す る指標であるた め、第7次計画の 実績としては掲載 していませんの で、ご理解くださ い。 |
| 26 | 第 5 章 4. (3) | 介護保険サ ービスの質 の向上 | 一般の市民は介護保険の事を何も知らない方が 多い。実際の話、在介から一方的にケアマネを紹 介され、本人に合っていないサービスを受けさせ られ、利用者や家族が不利益をこうむってしま い、その方達はケアマネを変更できる事をしらな い、又は在介やケアマネから圧力のようなものを 感じて変更できないといった事例がある。市はこ の問題についてどう対策するのか教えてください。 ケアマネを変更できる等の、もっと突っ込んだ内 容の介護保険の説明を市民に向けて説明できる 機会を増やしてください。 | 居宅介護支援事業 所には苦情解決責 任者の設置を義務 付けており、ケア マネジャーを変更 できる等の説明も 必ず契約時に書 面にて説明を行っ ています。また、定 期的な実地調査に おいて、契約時の 書面や苦情解決の 手続きについて指 導、監督を行って います。 市民向けの周知に ついては、より分 かりやすい説明に 努めます。 |
| 27 | 第 5 章 4. (3) | 介護保険サ ービスの質 の向上 | ③事業者に対する指導・監督の「総合事業」は第 5章1. (2) の本文1行目の「介護予防・日常 生活支援総合事業（総合事業）」と同じものでし ょうか。場所が離れていたのが不安になりました。 | ご意見いただいた 部分については、 「介護予防・日常 生活支援総合事業 （総合事業）」と文 言を改めます。 |

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|-----------------|-------------|---|---|
| 28 | 第 5 章 4. (4) | 介護人材の 確保 | ・ケアマネージャー 一人のケアマネが扱う利用数を最大でいまの 40 件から 45 件へ増やす改定。ICT、IoT 等を使用して事務職配置も条件に 45 件を認める事は、官僚の卓上のお役所仕事。今でも業務多忙で赤字で追加の職員を配置する余裕はないと思います。ケアマネージャーを育てることは自治体の大事な任務でもあります。「素案」でケアマネの処遇改善を含めてあらゆる援助を強調すべきでしょう。 | いただいたご提案は参考意見として承ります。 なお、国や県と連携しながらケアマネージャーの支援に努めます。 |
| 29 | 第 5 章 4. (4) | 介護人材の 確保 | ・安倍政権で進められた介護保険改定の負の遺産を改める 四日市市の「素案」には、20 年近く介護保険が改悪されてきた根本的な反省や総括がされていないと思います。「少子化で現役世代におんぶでは 2040 年に介護保険制度は破綻する」と、政府と同じ立場で介護保険制度を履行しようとしているが、全世代型社会保障検討会議が提出した内容で、ほんとうに介護政策が住民から受け入れられるとおもっているのですか。2003 年から 3 年ごとに介護保険は改定され 2021 年で 7 回目の改定です。この間、5 回（20 年も含む）の保険改定引き下げがおこなわれ、介護事業所の倒産・廃業は 2012 年度 33 件、そして 2015 年度改定後、2016 年度から 2020 年度まで 5 年連続で 100 件以上の倒産が生まれています。保険給付の実質引き下げで介護関係者の処遇改善がなされない（介護関係者全国平均賃金 24 万 4500 円、全産業平均賃金 33 万 8000 円。）市政行政は介護事業所・介護関係の全ての職員の処遇改善に努力する等を「素案」で明確に明記すべきでしょう。 | いただいたご提案は参考意見として承ります。 なお、介護職員の処遇改善については、事業所に対し、処遇改善加算及び特定処遇改善加算の積極的な活用について引き続き周知を続けます。 |
| 30 | 第 6 章 1. (1) | 各施設の整備計画 | ⑦軽費老人ホームの説明で、A 型・B 型それぞれ 50 名で合わせて 100 名の定員なのか、A 型・B 型合わせて 50 名の定員なのか分かりづらいです。 | 軽費老人ホームについては、合計 100 名の定員であることが分かるよう、文言を整理します。 |

| No. | 該当箇所 | 該当事項 | 意見の内容 | 本市の考え方 |
|-----|-----------------|-------------------|---|---|
| 31 | 第 6 章 1. (2) | 介護給付サービスの見込み | 短期入所サービス（予防も含む）について令和2年度の落ち込みもコロナ禍に一因がありその数字を令和3年度以降に引き継ぐのはどうかと思います。 | 短期入所サービスに限らず、すべての居宅サービスにおいて新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和3年度以降の利用量は影響を補正した見込みとなっています。 |
| 32 | 第 6 章 2. | 地域支援事業の見込み | 地域支援事業について平成30年度、令和元年度の実績がない。令和2年度の4～8月のみの実績だけでは特に今回はコロナ禍の影響もあり、資料的に不足していると思います。 | いただいたご意見のとおり、平成30年度、令和元年度の実績を追加します。 |
| 33 | 第 7 章 2. (2) | 所得段階別加入割合補正後被保険者数 | 所得段階別加入割合補正後被保険者数について、令和3年度はコロナ禍の影響で令和2年度の所得が減少していることから1～4段階が増え、6～10段階については従来の段階から下がる人が増えると思うが、その辺の考慮はされているか？されているならそのことを文中に記述しておいた方がよい。 | 新型コロナウイルス感染症の影響による所得段階の変動は不透明ですが、年金受給者が多いことから、保険料基準月額に与える影響は少ないものと見込んでいます。 |
| 34 | 第 7 章 2. (2) | 保険料基準月額 | 介護保険料の通知を見るたび「高いなあ」と思っていました。自分には年金以外に収入があるため、自分の保険料で私の両親世代（90歳以上）のような、年金収入しかない人たちを支えているのだと分かりました。消費税率が上がる中、据え置きは実質的な値下げであり、ありがたく思います。今後なるべく保険料負担が軽くなるような制度の運営をお願いします。 | 介護保険料については、高齢化の進展による要介護認定者等の増加などにより、全国的に上昇傾向にあります。そのため、本市では健康づくりや介護予防事業に力を入れるとともに、総合事業の推進などにより介護保険料の上昇を抑えるよう努めています。 |